

大 阪 市 中 央 区 地 域 振 興 会 会 則 (案)✓

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで潤いのあるまちづくりに努めるとともに、大阪市政及び中央区政の円滑化並びに日本赤十字社の事業に協力し、もって地域社会の福祉の増進とその向上発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、大阪市中心部地域振興会と称する。

(組 織)

第 3 条 本会は、大阪市地域振興会組織要綱に基づき、大阪市中心部区内の連合振興町会をもって組織する。

(役員の種類及び定数)

第 4 条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	4 名以内
総 務 部 長	1 名	会 計 部 長	1 名
災 害 救 助 部 長	1 名	社 会 福 祉 部 長	1 名
環 境 衛 生 部 長	1 名	女 性 部 長	1 名
監 事	2 名	協 力 部 長	若干名
相 談 役	若干名		

(役員の仕事)

第 5 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め定められた副会長がその職務を代行する。
- 3 総務部長は、会長及び副会長を補佐する。
各部長は、当該専門部門の研究及び実践並びに関係部門との連携に当たる。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の事業、会計及び資産の状況の監査。
 - (2) 事業、会計及び資産の状況について不正の事実を発見したときは、これを連合振興町会長会に報告する。
 - (3) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、連合振興町会長会の招集を請求する。

(役員を選任)

第6条 会長は、連合振興町会長会の推薦により選任する。ただし、再選は原則2回までとする。

- 2 副会長は、会長が連合振興町会長の職にある者の中から、連合振興町会長会の同意を得て選任する。副会長のうち1名は女性部長が担う。
- 3 会計、監事は、連合振興町会長の互選により選任する。
- 4 会計、監事、女性部長を除く第4条の役員は、会長が指名する。
- 5 監事は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることはできない。

(役員の出)

第7条 本会の役員に選任されたときは、大阪市地域振興会長へ届け出る。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、4月1日から翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部の設置)

第9条 本会の円滑な運営を図るため次の部を置く。ただし、必要に応じ次に掲げる部以外の部を置くことができる。

- (1) 総務部 (2) 会計部 (3) 協力部 (4) 災害救助部
- (5) 社会福祉部 (6) 環境衛生部 (7) 女性部

- 2 各部の任務については、別に定める。

(事業及び任務)

第10条 本会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事業及び任務を行う。

- (1) 連合振興町会及び大阪市地域振興会との連絡調整を図り、事業の計画・推進ならびに助成を行う。
 - (2) 日本赤十字社大阪府支部中央地区との連絡調整を図り、日本赤十字社の事業の円滑な運営に協力する。
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 2 本会は前項に定めるもののほか、次の任務を行う。
 - (1) 赤十字奉仕団大阪府支部委員会の事業に協力し、その推進と円滑な運営にあたる。
 - (2) 本会と目的を一にする他の団体と連絡協調し、相互の事業の円滑な運営を図る。

第2章 連合振興町会長会

(構成)

第11条 連合振興町会長会（以下「連長会」という）は、連合振興町会の会長及び女性部長をもって構成する。

(権限)

第12条 連長会は、次の事項を決議又は承認する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事
- (3) 本会が実施する事業及び任務に関する事
- (4) その他、本会の運営に関する事

2 連長会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

3 連長会の決議は、出席者の2分の1以上の議決をもってこれを決する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 本会則の改正については、構成員の4分の3以上の議決をもってこれを決する。

(召集)

第13条 連長会は会長が召集し、議長となる。

第3章 会計

(会計年度)

第14条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第15条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

附 則

この会則は、平成23年12月21日より施行する。

中央区地域振興会各部分担任務

中央区地域振興会会則にもとづいて設置せられる各部の任務は概ね次のとおりである。
なお、各部長は、当該専門部門の研究及び実践並びに関係部門との連絡に当ることとする。

総 務 部

- 会の組織に関すること。
- 会の予算、決算に関すること。
- 各部との連絡調整に関すること。
- 各種団体との連絡調整に関すること。

環 境 衛 生 部

- 衛生事業（献血運動を含む）に関すること。
- 環境事業に関すること。
- 衛生保健教育に関すること。
- 公害防止に関すること。

会 計 部

- 会の会計に関すること。

災 害 救 助 部

- 災害救助に関すること。
- 献血運動に関すること。
- その他災害に関すること。

協 力 部

- 市区との連絡調整及び協力に関すること。
- 日本赤十字社への協力に関すること。
- その他必要な事業への協力に関すること。

女 性 部

- 女性団体との連絡調整に関すること。
- 女性に適する各種事業の実施に関すること。
- 各部事業への協力に関すること。

社 会 福 祉 部

- 住民の福祉厚生に関すること。
- 地域振興事業に関すること。
- 地域の青少年活動への協力及び青少年対策事業の推進に関すること。
- 共同募金等の協力に関すること。